

プロジェクト マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討
第 363 回企業会計基準委員会及び第 89 回退職給付専門委員会で聞
項目 かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討において、第 363 回企業会計基準委員会（2017 年 6 月 30 日）及び第 89 回退職給付専門委員会（2017 年 6 月 26 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

論点の識別に対して聞かれた意見

検討にあたっての方針に対する意見

第 89 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

2. 実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 34 号」という。）では適用時期を 1 年に限っているが、現在は緊急性もそれほどなく、見解が分かっている現状では、実務対応報告第 34 号の取扱いを延長する対応も考えられるのではないかと。
3. 専門委員会においては全般的に意見が分かれており、専門委員会として方向性を出すことは難しいのではないかと。スケジュールを考えると、コメント期間を短縮した実務対応報告第 34 号のときの経験も踏まえ、早めに企業会計基準委員会で意思決定する必要があるのではないかと。

(対応案)

第 2 項及び第 3 項への対応については、議論の検討状況を踏まえ判断する。

第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

4. 限られた時間の中で論点を絞ることにに関して、事務局の意見に異論はない。

(対応案)

事務局の方針に賛成する意見である。

(マイナス金利の経済的な性質及び分析の前提に関する意見)

第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

5. 現在の金利動向をみると自由な競争で金利が決定している状況でもないことを踏まえると、マイナス金利が有する経済的な性質について分析を行わないまま、恒久的

な措置についての結論を短期間で出すべきではない。

6. 実務対応報告第 34 号を公表したのは、検討に時間がかかるために適用時期を 1 年に限って先送りしたにもかかわらず、現状と大きく異なる状況まで想定することは容易ではないとして考慮しないことは、合理的ではないのではないか。
7. 退職給付債務の計算において基礎とする利回りの下限をゼロとすべきという見解を支持する者は、現在、マイナス金利が一般の取引にあまねく適用されている状況ではないことを前提として、会計基準に反映すべきと考えているのに対し、マイナスの利回りをそのまま基礎とすべきという見解を支持する者は、現在の環境が大きく変化した場合にも耐えるように、会計基準に反映すべきと考えているように思われる。そのため、検討にあたっての前提条件で合意が得られなければ、議論を進めることが難しいのではないか。

(対応案)

第 5 項から第 7 項については、審議事項(3)-2 参照

割引率の基礎として国債を利用することの是非に関する論点に対する意見 (事務局の分析に同意しない意見)

第 89 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

8. 利回りの下限としてゼロを利用する方法は、債券の利回りそのものを使わないことと同等であり、現行の会計基準の考え方と大きく異なるようにも考えられるため、仮に利回りの下限としてゼロを利用する方法を採用するのであれば、IFRS との整合性の観点から、優良社債を割引率の基礎とすることを原則する取扱いに改正するほうがより適切ではないか。
9. 国債と優良社債のどちらを利用しているかを開示することは、両者のスプレッドが広がってきていることを鑑みると、利用者の立場からは関心が高くなっている。

(その他の意見)

第 89 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

10. 割引率の基礎として国債を利用することの是非に関する論点については、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法を用いるかにより対応が変わり得るので、本検討の結論が出た後に議論すべきではないか。
11. 利回りの下限としてゼロを利用する方法は、利回りがマイナスである国債をインデックスとして用いることが不適切であることから、それを補正する考え方であると整理すべきではないか。少なくとも、「ゼロ止め」という表現は適切ではない。

第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

12. マイナス金利政策によって金利をマイナスに誘導している現状において、それを自由な市場取引の結果ととらえて、割引率としてそのまま採用することが適切であるかは疑問が残る。そういった点では優良社債は市場原理に基づいてレートが決まっていると考えられ、優良社債を割引率の基礎とすることも考えられる。

(対応案)

第8項から第12項の割引率の基礎として国債を利用することの是非に関する論点については、議論の検討状況を踏まえ、必要に応じて検討を行うか否かを判断する。

論点の分析に対して聞かれた意見

分析にあたっての前提事項に対する意見

(現金の保管コストについて考慮する必要はないという意見)

第89回退職給付専門委員会で聞かれた意見

13. 財務諸表作成者の立場から、現金の保管コストは一般的に経費として取り扱われるものであり、退職給付債務の評価とはまったく関連性がないものであるため、議論を複雑にしない観点からも今回の検討の対象から外してもよいのではないかと考えられる。

第363回企業会計基準委員会で聞かれた意見

14. 金融商品の時価を算定する際に手数料を考慮することはせず、保管コストは会計上期間費用であり、他の資産や負債も同じことが言えるので、現金の保管コストを負債の測定におけるマイナス金利の根拠とすべきではない。

(現金の保管コストについて考慮する必要があるという意見)

第89回退職給付専門委員会で聞かれた意見

15. 年金資産の信託ファンドや退職給付信託では、年金資産に含まれる現金に対して手数料が課されている。また、当座預金についてもその開設には手数料がかかっており、現金の保管コストを全く考慮しないことは、現状の実務とは整合していないと考えられる。

16. 現金の保管コストは考慮しないことを前提にしてしまうと、それによって各論点の議論が制約を受けるので、この前提をどのように考えるのが重要であると考えられる。

第363回企業会計基準委員会で聞かれた意見

17. 現金の保管コストについて、預金にマイナス金利が付与される状況を考慮しないとするためには、預金が上限なく預入れ可能な状態でなければならないが、現状はそうはなっておらず、現金の大量保有の場合にはコストは一定程度かかるだろう。

(対応案)

第 13 項から第 17 項の現金の保管コストについては審議事項(3)-2 参照

論点 1：マイナス金利の状況下における金銭的時間価値に対する意見

(年金資産の運用の実態に関する意見)

第 89 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

18. 見解 1 は、インカム・ゲインがマイナスの資産には投資しないものと理解している。これに対して、見解 1 に反対する意見は、キャピタル・ゲインも考慮すれば投資対象になり得るとし、当該意見に対する事務局の対応案は、見解 1 はキャピタル・ゲインを考慮するような論理構成となっているが、この考えでは、割引率と期待運用収益率が近い概念となるため、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第 96 項に抵触してしまう可能性があり、再検討する必要がある。
19. マイナスの利回りの資産に投資することについて、インカム・ゲインがマイナスであっても、キャピタル・ゲインがプラスになることを理由に投資が行われているとするよりも、現金の保管コストがかかることを理由に投資が行われているとする方が、理解しやすいのではないか。
20. 利回りがマイナスになれば年金制度自体を廃止することが合理的であるという意見について、年金制度は従業員の長期勤続のインセンティブの観点から存続する意義もある点を踏まえれば、利回りがマイナスであることのみで廃止することにはならないのではないか。

第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

21. 現金は全くリスクがないとすると、債券を売却して現金を保有することで裁定取引が可能となるが、現実にはそのような取引は発生しておらず、実態に合致していない。また、機関投資家は、プラスのリターンを求めることが目的なのではなく、許容されるリスクの範囲内で最大のリターンを得られるように資産の入れ替えを行っているが、実際には運用先は制約があるため、債券を償還まで持ち続けるケースも多い。

(対応案)

第 18 項から第 21 項の年金資産の資産運用の実態については審議事項(3)-2 参照

(その他の意見)

第 89 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

22. 金銭的時間価値について投資をイメージして議論を進めるよりも、まずは退職給

付会計におけるリスクフリーレートはどうあるべきかを整理したうえで、議論した方がよいのではないか。

(対応案)

退職給付債務の計算に用いる割引率については審議事項(3)-2 参照

論点 2：退職給付債務の算定額に対する意見

(退職給付債務の金額は将来の見積り支払総額を超えることはないという意見)

第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

23. 退職給付債務は負債の評価であるため、必ずしも資産の評価と連動する必要はなく、企業が将来の支払いのために現在、支払う金額以上に積み立てなければならぬというのには疑問である。
24. リスクフリーレートで割り引くことは金利がプラスであったために、運用のレートではなく会計の健全性を考慮してリスクフリーレートで割り引くことに納得性があったが、金利がマイナスのときは所与のものとして考えるべきではない。

(退職給付債務の金額は将来の見積り支払総額を超えることもありうるという意見)

第 89 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

25. 退職給付債務自体には履行価値の要素もあると考えられるが、金銭的時間価値については履行価値の算定となじまず、(第 89 回退職給付専門委員会の) 資料(3)第 24 項に記載している「自ら履行することにより流出する資源の評価時点における金額」の算定額は、「市場において取引される債券の利回りを参照して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定された金額」と「将来のキャッシュ・フローの合計金額」のいずれか低い方」という考え方は採りえないのではないか。

第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

26. 退職給付会計において割引計算を行うのは、将来のキャッシュ・フローを現在のキャッシュ・フローの交換価値に換算するためであり、マイナス金利の場面においてのみ、将来のキャッシュ・フローを賄うためにいくら資産を保持すればいいかを持ち出すのは、整合性がとれないのではないか。

(対応案)

第 23 項から第 26 項の退職給付債務の算定額については審議事項(3)-2 参照

(その他の意見)

第 89 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

27. 議論を深める必要があることは理解できるが、事務局の分析は、他の負債の会計処理にも影響が波及してしまう可能性があることについては懸念がある。

(対応案)

本検討では、マイナス金利下での退職給付会計における割引率のみを検討することを想定している。

論点3：退職給付債務の評価と年金資産の評価の関係に対する意見

(資産及び負債の測定についての整合性を図る必要はないとの意見)

第89回退職給付専門委員会で聞かれた意見

28. 期間損益への影響については、いずれの方法によっても違和感は生じる。しかしながら、マイナスの利回りをそのまま利用する方法による場合、退職給付債務を先行して多額に認識し、その後に負の利息費用を計上すると、期間損益の観点から、特に原価計算への影響は大きいものと考えられる。

第363回企業会計基準委員会で聞かれた意見

29. マイナス金利が市場で観察されると言っても、全てにおいてマイナス金利となっているわけではなく、資産を償還まで保有する場合もあると思うが、途中で売却したり、他の資産に振り替える場合もあるので、市場でどういう投資や運用が行われているかということ突き詰めることに意味があるとは思えない。資産と負債を合わせて考える必要があるのか等を考えないと結論が得られないのであれば、今の時点でどちらか一方に決めないという選択肢も考えられる。
30. 確かに金利がマイナスという経済状態が起こり得るものの、退職給付債務に関して、マイナス金利により実際の債務の金額を超える金額を負債として計上し、その後、実際にはその負債より少ない金額で支払い、時間の経過とともに収益が出ることには違和感がある。

(資産及び負債の測定についての整合性を図るべきとの意見)

第89回退職給付専門委員会で聞かれた意見

31. 利回りの下限としてゼロを利用する方法をとった場合、退職給付債務は変動せず、年金資産のみ期末の時価に応じて変動するので、数理計算上の差異が認識されることになる。その結果、資産と負債のデュレーションを合わせて割引率の影響が生じないように債券を保有しているにもかかわらず、想定していない損益が計上されることになり、期間損益が歪んでしまう点も考慮する必要がある。また、分析においては勤務費用と利息費用を合わせて考慮した方がよい。
32. 資産運用と負債のミスマッチは金利がマイナスでないときでも起こり得ることであり、資産と負債の評価は平仄を合わせた方がよい。

第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

33. 利回りの下限としてゼロを利用する方法は、資産と負債の評価の変動が不整合であることが一番の問題であり、仮に当該方法を基準化するのであれば、金利が低下したとしても負債の評価を固定することが合理的である理由を示す必要がある。
34. マイナスの利回りをそのまま利用する方法に対して、負の利息費用が利益として計上されることをもって、業績報告の観点から否定的な見解が示されているが、これはプラスの場合でも退職給付債務の計算において内在しているのではないか。

(対応案)

第 28 項から第 34 項の退職給付債務の測定と年金資産の評価の整合性については審議事項(3)-2 参照

(その他の意見)

第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

35. 債務のキャッシュ・フローの計算をする際に、実際の債務の金額を超える金額を負債として計上する意義を理解することが難しい一方、資産と負債の評価は平仄を合わせた方がよいとする意見も理解はでき、議論をまとめることは困難が予想される。

(対応案)

第 35 項については、審議事項(3)-2 参照

以 上